

事 務 連 絡

令和 8 年 3 月 25 日

公益社団法人 静岡県宅地建物取引業協会

東部支部 御中

長泉町建設計画課長

長泉町事務手数料条例一部改正のお知らせ

日頃より町行政に対しご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、都市計画法開発行為許可事務の審査手数料につきまして、令和 8 年 4 月 1 日より別添のとおり改正を行います。

つきましては、貴会会員への周知をお願いいたします。

担 当 長泉町建設計画課

計画チーム 木内

電 話 055-989-5520

E-mail [keikaku@town.nagaizumi.lg.jp](mailto:keikaku@town.nagaizumi.lg.jp)

長泉町事務手数料条例都市計画法に基づく手数料新旧対照表

行為の種類	面積	改正前	改正後 (令和8年4月1日以降)
主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為	0.1ha未満	8,600円	
	0.1ha以上0.3ha未満	22,000円	22,200円
	0.3ha以上0.6ha未満	43,000円	43,300円
	0.6ha以上1.0ha未満	86,000円	86,100円
	1.0ha以上3.0ha未満	130,000円	130,100円
	3.0ha以上6.0ha未満	170,000円	169,900円
	6.0ha以上10.0ha未満	220,000円	
	10.0ha以上	300,000円	300,500円
主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為	0.1ha未満	13,000円	
	0.1ha以上0.3ha未満	30,000円	30,400円
	0.3ha以上0.6ha未満	65,000円	64,600円
	0.6ha以上1.0ha未満	120,000円	119,600円
	1.0ha以上3.0ha未満	200,000円	
	3.0ha以上6.0ha未満	270,000円	270,100円
	6.0ha以上10.0ha未満	340,000円	339,700円
	10.0ha以上	480,000円	480,300円
その他の開発行為	0.1ha未満	86,000円	86,100円
	0.1ha以上0.3ha未満	130,000円	130,300円
	0.3ha以上0.6ha未満	190,000円	190,300円
	0.6ha以上1.0ha未満	260,000円	260,400円
	1.0ha以上3.0ha未満	390,000円	390,400円
	3.0ha以上6.0ha未満	510,000円	
	6.0ha以上10.0ha未満	660,000円	660,100円
	10.0ha以上	870,000円	869,800円

	上限	870,000円	869,800円
開発行為の変更許可	—	ア 開発行為に関する設計の変更（イのみに該当する場合を除く。）については、開発区域の面積（イに規定する変更を伴う場合にあっては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあっては縮小後の開発区域の面積）に応じた開発許可申請手数料の額に10分の1を乗じて得た額	
	—	イ 新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更については、新たに編入される開発区域の面積に応じた開発許可申請手数料の額	
その他の変更	—	10,000円	10,300円
都市計画法第41条第2項ただし書（同法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づく市街化調整区域内等における建築物の特例許可	—	46,000円	46,100円
都市計画法第42条第1項ただし書の規定に基づく予定建築物等以外の建築等の許可	—	26,000円	25,800円
都市計画法第43条第1項の規定に基づく開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等の許可	0.1ha未満	6,900円	
	0.1ha以上0.3ha未満	18,000円	17,900円
	0.3ha以上0.6ha未満	39,000円	38,900円
	0.6ha以上1.0ha未満	69,000円	69,300円
	1.0ha以上	97,000円	96,800円
都市計画法第45条の規定に基づく開発許可を受けた地位の承継の承認			
ア 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの又は主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ヘクタール未満のものであるとき		1,700円	1,600円
イ 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ヘクタール以上のものであるとき		2,700円	
ウ 承認申請をする者が行おうとする開発行為がその他のものであるとき		17,000円	